

2013年
12月17日

No.179

さざなみ

〒520-2141

大津市大江6丁目23-24

浦谷貞子 気付

さざなみネット

(金融労連・全国金融産業労働組合滋賀分会)

TEL・FAX 077-545-5154

財務局・労働局などへの要請行動

当面の金融行政・労働実態改善のため指導強化を

さざなみネットは、滋賀銀行従業員組合とともに、12月3日に滋賀労働局・大津労働基準監督署・滋賀県銀行協会を、12月17日に近畿財務局大津財務事務所を訪問し、要請行動を行いました。さざなみネットからは浦谷分会長と山崎書記長が参加しました。

この行動は金融労連が業界団体（全国地方銀行協会・第2地方銀行協会・全国信用金庫協会・全国信用金庫同友会・全国信用組合中央協会）や官庁（金融庁・厚生労働省）に対し行う要請行動とともに全国的に統一して行われているものです。

近畿財務局大津財務事務所と滋賀県銀行協会へは「当面の『金融行政』に対する要請」（要請文裏面上）、滋賀労働局と大津労働基準監督署へは「金融機関の労働実態改善のための指導強化の要請」（要請文裏面下）に基づき要請をしました。

地元中小企業の景況感は上がり、**「ブラック企業」**と言われる労働者の雇用破壊、健康破壊や経営者によるコンプライアンス違反の事例などが社会問題にまでなっていることを反映して、活発な意見交換がなされました。

金融円滑化法が終了後も、中小企業の経営支援の方針は変わらないということですが、貸付の条件変更が極端に減少している例があり、金融機関



大津財務事務所での要請行動

の対応に懸念を感じており、相談窓口での対応や問題のある場合は厳しい指導を要請しました。

また、金融リスク商品の従業員へのノルマの実態・従業員の健康管理やメンタルヘルス対策・公益通報者保護の保障・労働安全委員会・パートタイマーの定年などについて具体的な問題を指摘、要請を行いました。

景気、労働環境が厳しい昨今、特に地域金融機関の社会的役割は大きく、その労働組合の役割が重要になっていることを実感しました。



白山茶花 岩波 美智子さん 画

11月26日、白髭神社からメタセコイヤ並木、奥琵琶湖パークウェイ、鶏足寺、彦根へ、紅葉を求めてバス旅行に行ってきました。

長浜市木之本町古橋にある鶏足寺は、口込みで広がった名所で昨年10万人が訪れたとか。鶏足寺への道に湿地帯があり、そこに季節外れのあやめが3輪咲いていて感動。その上に茶畑があり、そこを抜けると突然、目の前に紅葉が迫ってくる。落ち葉が赤いじゅうたんのよう美しい。近くの石道寺、己高閣へは行けなかった。来年もう一度訪れたい。

(岩波)



紅葉を求めて湖北路へ

近畿財務局
大津財務事務所
御中

滋賀県銀行協会
御中



滋賀労働局
御中

大津
労働基準監督署
御中



当面の「金融行政」に対する要請

金融行政での貴局（事務所）の日頃のご尽力に敬意を表します。
「従来の金融検査マニュアルによる画一的な金融検査のあり方を、今後は金融機関の経営課題の解決に重点を置き、中小企業等への小口融資については金融機関の考え方を尊重する」と金融庁の検査方針が転換されました。2013年3月末の金融円滑化法終了後、とすれば、金融機関の現場で新規融資や返済条件変更などに応じてもらえなかったという傾向が生まれ始めていたもとの、引き続き中小企業の金融円滑化を進める上で、その実効性が期待されることです。
しかしながら、金融審議会の「販売手数料等の獲得に重点をおいた営業姿勢ではなく、真の顧客満足の達成に営業の目標がおかれなければならない」との指摘に背を向けるような金融機関の職場実態は改善されておらず、みずほ銀行の暴力団融資に象徴されるような経営者によるコンプライアンス違反の事例も生まれています。
つきましては、貴局（事務所）に対し次の通り要請するとともに、本庁にも意見具申されるよう要請いたします。

記

1. 金融機関の自主的な判断を尊重し、金融機関の新規融資・条件変更に積極的に応じるなど厳しい状況に置かれている中小企業の経営支援のため、金融円滑化を図るよう指導を強めること。
2. 金融リスク商品については、労働条件に過度に連動するような、無理な勧誘につながる従業員へのノルマ（目標）はやめさせ、金融商品取引法を遵守させること。
3. 地域性を希薄にするような地域金融機関の合併再編をやめること。
4. 公益通報者の保護を保障し、自主的な経営チェックが行なえるような環境づくりを指導すること。
5. 金融機関の12月30日の休日化の実現に努力すること。

以上

金融機関の労働実態改善のための指導強化の要請

労働行政での貴局（署）の日頃のご尽力にもかかわらず、長時間過密労働、名ばかり管理職を利用した不払い残業、パワーハラスメントなどが蔓延している「ブラック企業」は、全国に広がりを見せ、労働者の雇用破壊・健康破壊は社会問題にまでなっています。

2013年4月の高年法改正以降も、「無年金状態」に陥っている60歳以上の労働者の賃金等の労働条件の改善は進まず、劣悪な労働条件の中での勤務を余儀なくされています。

また、労働契約法が改正されても、雇用不安に加えて、急増する非正規労働者への差別は依然として温存されたままというのが実態です。

それらを受けて厚生労働省では、2014年3月末までに長時間労働が多い「働き方」や「休み方」の現状と課題を自己診断できる指標の開発に取り組んでおられると聞き及んでいます。

金融機関の厳しい労働実態を改善し、働きやすい職場をつくるため、特に次の事項について監督・指導を強めていただきたく、要請いたします。

記

1. 早朝を含め賃金不払い残業に対する各金融機関への指導を一層強化すること。併せて、管内金融機関の業界団体に対し、適正な労働時間管理を行うよう指導通達を出すこと。
2. 管理監督者の範囲について、旧労働者通達（昭和52年2月28日基発第105号、同年12月27日基発第37号）に基づき、所謂「名ばかり管理職」に対して、時間外労働賃金を適正に支払うよう指導すること。
3. 金融機関の長時間労働是正のため、慢性残業・休日出勤の改善や休暇の取得促進を図るよう指導すること。
4. パワーハラスメントやメンタルヘルス対策を徹底するよう指導すること。
5. 「労働契約法」「労働者派遣法」の改正の趣旨を踏まえ、非正規労働者に対する差別改善と雇用確保に向けて指導を行うこと。
6. 希望者全員の65歳までの雇用確保と定年再雇用者の劣悪な労働条件の改善に向けて指導すること。

以上